明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（指定介護予防通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請）

第百四十条の九　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十　（略）

2～5　（略）

6　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十一　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十二　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護予防福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の十三　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定特定介護予防福祉用具販売事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の十四　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（共生型介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第百四十条の十七の六　（略）

2　前項に規定する申出書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護予防サービス事業者の特例に係る病院等の別段の申出）

第百四十条の二十　（略）

2　前項に規定する申出書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

第百四十条の二十一　（略）

2　前項に規定する申出書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百四十条の二十二　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び前二項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の二十四　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

○

▷

○

（指定介護予防通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請）

第百四十条の九　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定介護予防短期入所生活介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十　（略）

2～5　（略）

（新設）

（指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十一　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の十二　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定介護予防福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の十三　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定特定介護予防福祉用具販売事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の十四　（略）

2～4　（略）

（新設）

（共生型介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第百四十条の十七の六　（略）

（新設）

（指定介護予防サービス事業者の特例に係る病院等の別段の申出）

第百四十条の二十　（略）

（新設）

第百四十条の二十一　（略）

（新設）

（介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百四十条の二十二　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の二十四　（略）

2～4　（略）

（新設）